

上富良野町重度障害者及び障害児日常生活用具給付事業要綱

(平成 25 年 3 月 31 日決定)

(目的)

第 1 条 この事業は、重度障害者及び障害児対し、自立生活支援用具等の用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種類及び給付の対象者)

第 2 条 給付の対象となる用具は、別表 1 の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の「対象者」欄に掲げる障害者とする。ただし、難病患者等にあつては、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患患者
- (2) 在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断された者
- (3) 介護保険法及び老人福祉法その他の法令（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等）の施策の対象にならない者

(給付の申請)

第 3 条 用具の給付を受けようとする者、若しくはこれを扶養している者（以下「申請者」という。）は、町長に日常生活用具給付申請書（別記第 1 号様式）に該当用具の見積書、難病患者等にあつては診断書（別記第 6 号様式）を添付して提出しなければならない。

(給付の決定)

第 4 条 町長は、申請者から申請書を受理したときはその内容を審査し、用具の給付を行うか否かを決定し、「日常生活用具給付券」（別記第 4 号様式）及び「日常生活用具給付決定通知書」（別記第 3 号様式）又は「却下決定通知書」（別記第 5 号様式）をそれぞれ申請者へ交付する。

(費用負担)

第 5 条 用具の給付を受けた者、又はこれを扶養する者は、必要な用具の購入に要する費用の 100 分の 10 を直接業者に支払わなければならない。ただし、その世帯の市町村民税課税状況及び収入状況によってはこの限りではない。

2 前項に規定する負担すべき費用の額は、その世帯の市町村民税課税状況及び収入状況に応じて決定するものとし、別表 2 に定める額を上限とする。

(用具の納入)

第 6 条 用具の給付の決定を受けた者に対する用具の納入は、あらかじめ町長が指定する者（以下「指定業者」という。）が行うものとする。

2 点字図書の給付については、点字図書給付事業実施要綱（平成 4 年厚生省社更第 2 5 号）に規定するところによる。

(費用の請求)

第 7 条 用具を納入した指定業者は、用具の給付に必要な用具の購入に要する費用から用具の給付を受けた者、又はこの者の属する世帯の生計中心者が、第 5 条により定められた負担額を差し引いた額を給付対象者に用具を納入後、町長に請求するものとする。この場合、給付を受けた者、又はこれを扶養する者の納入確認を受けた日常生活用具給付券を請求書に添付しなければならない。

(費用の支払)

第8条 町長は、前条により適法な請求書を指定業者から受領したときは、委託契約に定めた期日までにその費用を支払わなければならない。

(遵守事項)

第9条 用具の給付を受けた者、又はこれを扶養する者は、当該用具を給付の目的に反して使用してはならない。なお、目的に反したときは、当該給付に要した費用の一部、又は全部を返還させることができるものとする。

(排泄管理支援用具の特例)

第10条 排泄管理支援用具について、町長は、申請者の申請の手続きの利便を考慮し、次のとおり一括交付することができるものとする。

(1) 暦月を単位として2ヶ月ごとに給付券1枚を交付すること。

(2) 別表2の基準額(月額)の範囲内で1ヶ月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍(2か月分)の額を給付券1枚に記載して交付すること。

(3) 給付券は、申請1回につき3枚(半年分)まで一括交付することができる。

(4) 第5条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うものとする。

(給付台帳の整備)

第11条 町長は、用具の給付状況を明確にするため「日常生活用具給付台帳(別記第7号様式)」を整備するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年12月28日)

この要綱は、平成5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月7日より施行し、平成18年10月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表 1

種 目		対 象 者	性 能	基準額 (円)	耐用 年数
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	特殊寝台	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上 2 難病患者等で、寝たきりの状態にあるもの いずれも、原則として 3 歳以上のもの	腕、足等の訓練のできる器具を付帯し、原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8 年
	特殊マット	1 下肢又は体幹機能障害 1 級（常時介護を要する者に限る） 2 難病患者等で、寝たきりの状態にあるもので、原則として 3 歳以上のもの いずれも、常時介護を要する者に限る。	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	6 年
	特殊尿器	1 下肢又は体幹機能障害 1 級 2 難病患者等で、自力で排尿ができないもの いずれも、原則として学齢児以上のもので、常時介護を要する者に限る。	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用できるもの	67,000	5 年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上（原則として 3 歳以上）	対象者を担架に乗せたまま、リフト装置により入浴させるもの	82,400	5 年
	体位変換器	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上 2 難病患者等で、寝たきりの状態にあるもの いずれも、原則として学齢児以上のもので、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。	介助者が対象者の体位を変換させるに当たって容易に使用できるもの	15,000	5 年

	移動用リフト	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上 2 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のあるもの いずれも、原則として3歳以上のもの	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4年
	訓練イス (児のみ)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で原則として3歳以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100	5年
	訓練用ベット	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上 2 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のあるもの いずれも、原則として学齢児以上のもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	1 下肢又は体幹機能障害 2 難病患者等 いずれも、原則として3歳以上のもので、入浴に介助を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年
用具	便器	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上 2 難病患者等で、常時介助を要するもの いずれも、原則として学齢児以上のもの	対象者が容易に使用できるもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450 5,400 (便器に手すりをつけた場合)	8年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害	T字状又は棒状のもの	10,000	4年
	移動・移乗支援用具	1 平衡機能、下肢又は体幹機能障害 2 難病患者等で、下肢が不自由なもの いずれも、原則として3歳以上のもので、家庭内の移動等において介助を必要とするもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等 (1) 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、	60,000	8年

			段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害、てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者(児)・精神障害者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	36,750	3年
	特殊便器	1 上肢障害2級以上 2 難病患者等で、上肢機能に障害のあるもの いずれも、原則として学齢児以上のもの	足踏みペダルにて温水温風を出すことができるもの。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8年
	火災警報器	障害種別に関らず火災発生の感知・避難が困難	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	15,500	8年
	自動消火器	1 障害等級2級以上 2 難病患者等 いずれも、火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	28,700	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上	対象者が容易に使用できるもの	41,000	6年
	歩行時間延長信号機用小 型送信機		対象者が容易に使用できるもの	7,000	10年
	聴覚障害者用屋内 信号装置	聴覚障害2級	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年
在宅	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5年
療養等	ネプライザー(吸入器)	1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児(者)であって必要と認められるもの	対象者又はその介護者等が容易に使用できるもの	36,000	5年
支援用具	電気式た ん吸引器	2 難病患者等で、呼吸器機能に障害のあるもの いずれも、原則として3歳以上		56,400	5年

		のもの			
	酸素ボンベ運搬車	手帳所有者で在宅酸素療法者	対象者が容易に使用できるもの	17,000	10年
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上	対象者が容易に使用できるもの	9,000	5年
	盲人用体重計		対象者が容易に使用できるもの	18,000	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	1 呼吸機能障害又は同程度の身体障害者(児)であって必要と認められるもの 2 難病患者等で呼吸器機能に障害のあるもの いずれも、在宅酸素療法を行っているもの又は人工呼吸器を装着しているもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者又はその介護者等が容易に使用できるもの	157,500 円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由者であって発声発語に著しい障害を有する者	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用できるもの	98,800	5年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害	視覚障害者用ワープロソフト(入力文字を音声化)、画面拡大ソフト(強度の弱視者に画面を拡大)、画面音声化ソフト(画面の文字を音声化)、インテリキー(障害にあわせることができる大型キーボード)、ジョイスティック(マウスが使えない方のための操作棒)等、障害の特性に応じて必要となる周辺機器やアプリケーションソフトで、対象者が容易に使用できるもの	118,500	6年
	点字ディスプレイ	聴覚障害及び視覚障害の重度重複障害(聴覚障害2級かつ視覚障害2級以上)	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6年
	点字器	視覚障害2級以上	対象者が容易に操作できるもの	10,400	7年

点字タイプライター		対象者が容易に操作できるもの	63,100	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー		(録再用) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、各種記録媒体による録音及び各種記録媒体に対応して音声等の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用できるもの (再生用) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、各種記録媒体に対応して音声等の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用できるもの	(再生用) 36,750 (録再用) 89,800	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置		文字情報又は文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用できるもの	200,000	6年
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000	8年
盲人用時計	視覚障害2級以上	対象者が容易に操作できるもの	13,300	10年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの	71,000	5年
聴覚障害者用情報受信装置		字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害	88,900	6年

			時の聴覚障害者向け緊急信号を受信できるもので、対象者が容易に使用できるもの		
	人工喉頭	喉頭摘出者	(笛式) 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの (電動式) 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	(笛式) 5,000 (電動式) 70,100	4年 5年
	点字図書	視覚障害	点字により作成された図書	—	—
排泄管理支援用具	ストーマ用装具 紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	ストーマ造設者、高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者、高度の排尿機能障害者	(蓄尿袋) 低刺激性の粘着材を使用した密封型の収納袋で、尿処理用のキャップを有し、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(付属の衛生用品を含む。)(蓄尿袋) 低刺激性の粘着材を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(付属の衛生用品を含む。) (紙おむつ等) 対象者又は介護者が容易に使用できるもの	蓄尿袋 (1月) 11,639 蓄尿袋 (1月) 8,858	—
	収尿器	高度の排尿機能障害者	(男性用) 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を備えたもので、ラテックス製又はゴム製のもの (女性用) 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの(普通型)又はポリエチレン製の採尿袋(導尿ゴム管付、20枚を1組とする。)	8,500	1年
住宅改修	居宅生活動作補助用具	1 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害)	対象者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う次に掲げるもの	200,000	—

修費		に限る。)を有する障害等級3級以上の者 2 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のあるもの	(1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 なお、給付は原則として1回とする。		
----	--	--	--	--	--

別表2 第5条第2項に基づく負担上限額は次のとおりとする。

区分	負担上減額
生活保護世帯	0円
低所得世帯1（市町村民税非課税世帯で世帯の年間収入が年金含め80万円未満の世帯）	15,000円
低所得世帯2（市町村民税非課税世帯で世帯の年間収入が年金含め80万円以上の世帯）	24,600円
一般世帯（市町村民税課税世帯）	37,200円